

《令和5年1月4日申請の道路使用許可申請から日報制度が開始されます》

日報制度対象：道路使用1号許可の管内全域で許可する必要がある作業（又は工事）

道路使用1号許可 簡易作業等※1の申請

【場所又は区間の欄について「特定の場所」か「管内全域」か】

特定の場所

管内全域

日報または週報
不要

- ・場所のみ特定 ⇒ 「場所一覧」を添付
- ・日時・場所が特定 ⇒ 「場所一覧」または「工程表」を添付

日報または週報
必要

「場所一覧」

「工程表」

最長1か月の許可

- ・場所又は区間
「〇〇他3か所」
「場所一覧のとおり」

作業内容により
最長1か月の許可
最長3か月の許可
最長6か月の許可

- ・場所又は区間
「工程表のとおり」

作業内容により
最長1か月の許可
最長3か月の許可
最長6か月の許可

- ・場所または区間「管内全域」

道路使用許可証

交付

使用場所の追加・変更
道路使用許可証記載事項変更届
と新たな場所一覧を提出する。

工程表の内容変更
道路使用許可証記載事項変更届
と新たな工程表を提出する。

日報または週報の提出
・原則道路使用窓口で提出
・「日曜日から土曜日」まで実施した
内容を翌週の火曜日までに提出

※1 簡易作業等について

管内全域で許可する必要がある簡易作業が対象です。

例えばマンホールの点検や架空線作業が該当します。

全域で許可する理由がある掘削を伴う緊急工事等も日報制度の対象です。